

高崎商工会議所

事業継続計画

令和元年 11 月 1 日 作成
令和 2 年 11 月 30 日 改訂
令和 6 年 4 月 1 日 改訂

令和 6 年 4 月 16 日更新

【様式 02】

BCP の基本方針

本 BCP の発動基準

災 害	注意態勢	警戒態勢 (安否確認)	発動基準
地 震	・地域で震度 4 と発表された場合	・地域で震度 5 弱と発表された場合	・地域で震度 6 弱以上と発表された場合及び、地震による重大な被害が発生した場合
洪 水	・洪水の起こるおそれがあり、警戒水位に達すると予想される場合	・洪水の起こるおそれがあり、警戒水位に達した場合	・洪水による重大な被害が生ずるおそれがある場合
大 雨	・連続雨量が 70mm に達した場合、又は時間雨量が 30mm に達した場合	・連続雨量が 200mm に達した場合 ・災害が発生した場合	・重大な災害が発生した場合
暴 風	・暴風警報が発令され、災害のおそれがある場合	・暴風警報が発令され、災害が発生した場合	
大規模な火事	・火事の発生により会議所施設等に被災のおそれがある場合	・火事の発生により会議所施設等に被災のおそれが免れないと予想された場合	
その他の災害等	・本部長が必要と認めた場合		

- 当所において BCP（事業継続計画）を策定・運用する目的とともに、当所の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図る上で要点となり得る事項は以下のとおりである。

1. BCP 策定・運用の目的：

①会員事業所・管内事業所にとって

会員事業所・管内事業所の事業活動への悪影響を抑える。

②職員にとって

職員と家族の安全と雇用を守る。

③地域にとって

地域の生活と経済へ貢献する。

2. 緊急時に事業継続を図る上での要点：

①関係機関との連携

行政機関、関係団体及び県内商工会議所と相互連携・支援を図る。

②商取引上のモラル

会費等の請求は被害状況を調査・把握して判断する。

緊急時であっても支払いは滞らせない。

③地域への貢献

地域の復旧活動に協力する。

3. BCP 及び災害計画の更新時期：毎年 4 月（年 1 回更新）

BCP 発動フロー

- ① 緊急事態が発覚したら、初動対応（緊急事態の種類ごとに違いあり）を行う。
- ② なるべく速やかに、関係各機関等へ被災状況を連絡するとともに、中核事業の継続方針を立案し、その実施体制を確立する。
- ③ 中核事業継続方針に基づき、事務所機能の復旧、管内事業所の被害状況確認、経営支援業務を併行して進める。また、地域貢献活動も可能な限り実施する。
- ④ 緊急事態の進展・収束にあわせて、応急対策、復旧対策、復興対策を進める。
- ⑤ 基本的な初動対応は消防計画に従う。

